

17 地方が創意工夫により自立的な行財政運営を行うための地方一般財源の確保・充実

(総務省)

【提言・提案項目】 制度・予算

- 1 地方が住民に身近な行政について、創意工夫をこらした自立的な行財政運営を行えるよう、地方の財政需要を適切に積み上げ、地方の自主的な判断で使用できる一般財源総額を確保・充実すること。
- 2 地方交付税の本来の役割である財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮されるよう、総額を適切に確保するとともに、臨時財政対策債の縮減を図るなど、地方財政の質の改善を推進すること。
- 3 今後も社会保障関係経費の増加が避けられないことをふまえ、2019年10月において消費税・地方消費税の10%への引上げを確実にすること。
- 4 「新しい経済政策パッケージ」に基づく施策を実施する際の地方負担については、国の責任において必要な財政措置を確実に講ずること。

《現状・課題等》

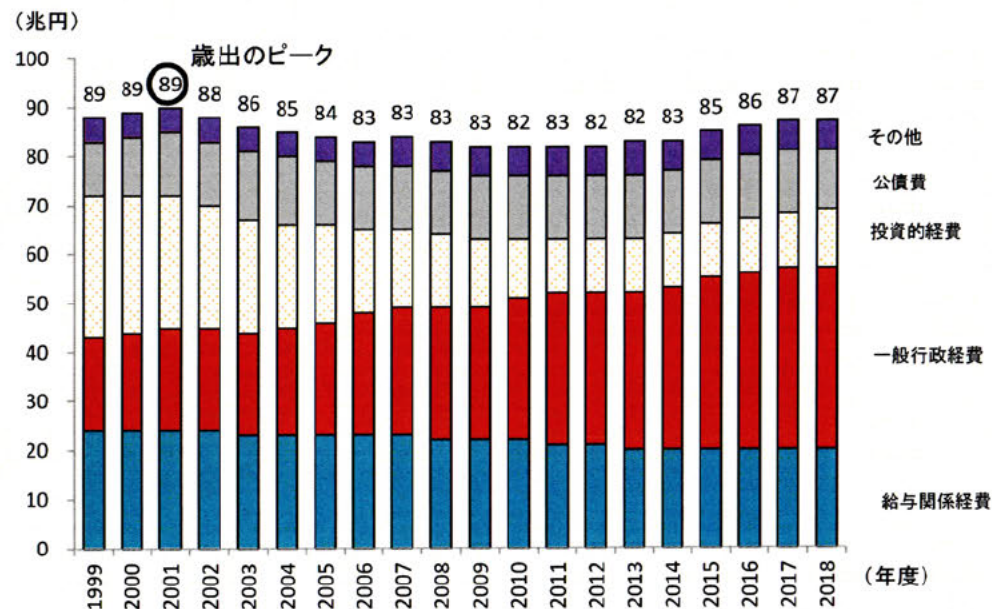
- 1 平成30年度地方財政計画においては、地方の一般財源総額は、地方税・地方譲与税が前年度比で0.4兆円の増額となる一方で、地方交付税・臨時財政対策債が前年度比で0.4兆円の減額となった結果、前年度をわずかに上回る62.1兆円となっています。
地方が責任を持って、人口減少対策、地域経済活性化、南海トラフ地震等を想定した防災・減災対策や公共施設等の老朽化対策など、地域の実情に応じたきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、地方の財政需要を適切に積み上げ、地方一般財源総額の確保および充実を図る必要があります。
- 2 地方交付税の本来の役割である財源保障機能・財源調整機能を適切に発揮するためには、法定率の引上げを含めた抜本的な見直しを進め、臨時財政対策債など特例措置に依存しない持続可能な制度の確立をめざすことが必要です。
- 3 国・地方を通じた厳しい財政状況や今後も社会保障関係経費の増加が避けられないことをふまえ、2019年10月において消費税・地方消費税の10%への引上げを確実に行うことが必要です。
- 4 消費増税による増収分の一部を活用するとされる社会保障を全世代型のものとするための「新しい経済政策パッケージ」に基づく施策を実施するにあたっては、地方財政の運営に支障が生じないよう施策の実施に必要な財政措置を国の責任において確実に講ずることが必要です。

事務担当 総務部財政課
関係法令等 地方交付税法

17 地方が創意工夫により自立的な行財政運営を行うための地方一般財源の確保・充実

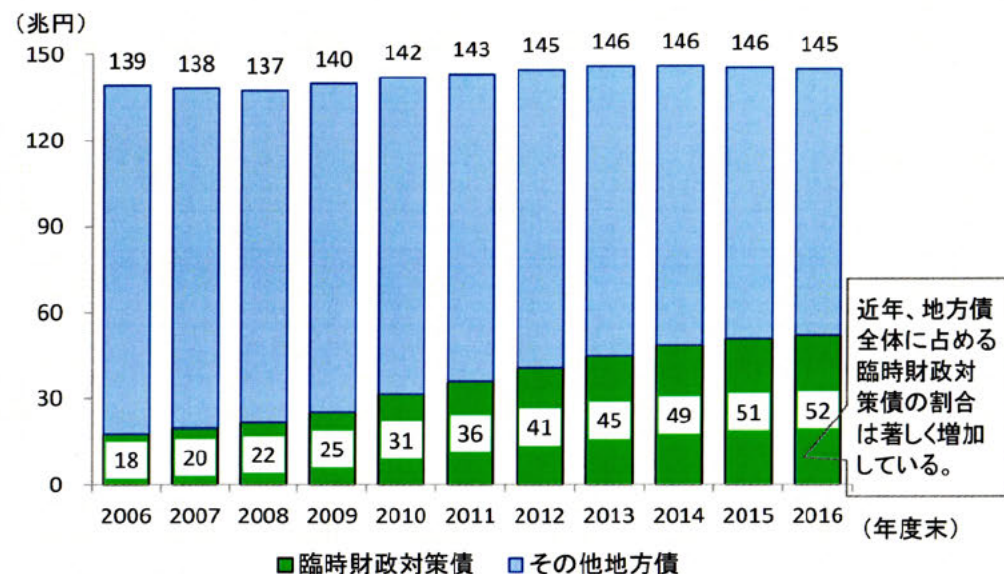
(総務省)

地方財政計画の歳出の推移



地財審意見書等をもとに作成

地方債現在高に占める臨時財政対策債の推移



「平成 29 年度地方財政白書」(総務省)等をもとに作成

【提言・提案項目】

- 1 地方が住民に身近な行政について、創意工夫をこらした自立的な行財政運営を行えるよう、地方の財政需要を適切に積み上げ、地方の自主的な判断で使用できる一般財源総額を確保・充実すること。
- 2 地方交付税の本来の役割である財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮されるよう、総額を適切に確保するとともに、臨時財政対策債の縮減を図るなど、地方財政の質の改善を推進すること。
- 3 今後も社会保障関係経費の増加が避けられないことをふまえ、2019年10月において消費税・地方消費税の10%への引上げを確実にすること。
- 4 「新しい経済政策パッケージ」に基づく施策を実施する際の地方負担については、国の責任において必要な財政措置を確実に講じること。

【総務部】

18 ゴルフ場利用税の堅持・地方法人課税の偏在是正

(総務省)

【提言・提案項目】 **制度**・予算

- 1 ゴルフ場利用税は、ゴルフ場関連の行政需要に対応する財源となっているため、受益者負担の観点から、現行制度を堅持すること。
- 2 地方法人課税における税源の偏在是正に向けた方策をより一層進めること。

《現状・課題等》

- 1 ゴルフ場利用税は消費税との「二重課税」という指摘や、ゴルフがオリンピックの正式競技として復帰したこと等、スポーツ振興の観点からも廃止を求める要望や議論があります。
しかしながら、その7割がゴルフ場が所在する市町村に交付されており、ゴルフ場関連の行政需要に対応する財源となっていることから、ゴルフ場利用者が負担すべきものと考えます。
また、ゴルフ場利用税は都道府県・市町村の貴重な財源となっていることから、ゴルフ場利用税の堅持が必要であると考えます。
- 2 少子高齢化が加速する中、地域の実情に応じたきめ細かな行政サービスを地方自治体が安定的に提供していくための基盤として、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築することはますます重要性を増しています。こうした観点から、消費税率引上げに併せ、法人住民税法人税割の地方交付税原資化を段階的に進めるなど、地方税源の偏在是正に向けた取組がなされています。
しかしながら、地方法人課税における都市と地方の税収格差が依然として大きいことから、消費税率10%段階における地方法人特別税・譲与税の廃止を踏まえ、さらなる偏在是正に向けた方策が求められています。

事務担当 総務部税務企画課
関係法令等 地方税法、平成30年度与党税制改正大綱

18 ゴルフ場利用税の堅持・地方法人課税の偏在是正

(総務省)

① ゴルフ場利用税の堅持

<ゴルフ場関連の行政需要>

- アクセス道路の整備・維持管理
- ゴルフ場周辺の地滑り対策
- 農薬・水質調査等の環境対策



受益者（ゴルフ場利用者）が
税として負担すべき

<税 収>

全 国：約 459 億 4 千万円
三重県：約 17 億 7 千万円

うち市町村交付金
全 国：約 325 億 1 千万円
三重県：約 12 億 6 千万円

主な交付団体

【津 市】(全国 8 位)
約 3 億 1 千万円
【伊賀市】(全国 23 位)
約 1 億 8 千万円

地方の貴重な財源

② 地方法人課税の偏在是正

少子高齢化の加速 ・ 地域間の財政力格差の拡大

特に地方法人課税において、
消費税率 10% 段階で地方法人特別税・譲与税が廃止

税源の偏在是正に向けた新たな措置の検討

(平成 30 年度 与党税制改正大綱より)

より偏在性の小さい地方税体系の構築

【平成 30 年度 与党税制改正大綱より抜粋】

- ① ゴルフ場利用税については、今後長期的に検討する。
- ② 特に偏在度の高い地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置について、消費税率 10% 段階において地方法人特別税・譲与税が廃止され法人事業税に復元されること等も踏まえて検討し、平成 31 年度税制改正において結論を得る。

【提言・提案項目】

- 1 ゴルフ場利用税は、ゴルフ場関連の行政需要に対応する財源となっているため、受益者負担の観点から、現行制度を堅持すること。
- 2 地方法人課税における税源の偏在是正に向けた方策をより一層進めること。

【総務部】